

中国における専利（特許・実用新案・意匠）の存続期間



北京三友知識産権代理有限公司

羅蓉蓉

北京三友知識産権代理有限公司は1986年に設立され、所属弁護士、弁理士は約150名。専利（特許、実用新案、意匠）、商標の権利化業務をはじめ、知的財産権に関わる調査、鑑定、訴訟をサポートしている。羅蓉蓉氏は弁護士・弁理士であり、知財業務全般に対応。専門技術分野はコンピュータ、電子、通信分野。

中国の専利（特許・実用新案・意匠）制度では、専利法第42条の規定に基づき、特許権の存続期間は出願日から20年、実用新案権と意匠権の存続期間は出願日から10年とされており、特許権存続期間の延長に関する規定が存在しない。今後の動きとしては、「ハーグ協定」への加入に向け、意匠権の存続期間を15年にするのが専利法第4次改正作業でも取り上げられており、一方、医薬品製造分野における特許権存続期間の延長に対する期待も高まっている。

(1)中国専利法の改正による「特許権利存続期間の変更」

1985年4月1日に施行された最初の中国専利法では、特許権の存続期間が15年と規定されていた。1992年専利法改正により、特許権の存続期間は20年と改められた。さらに、世界貿易機関（WTO）のTRIPS協定第70条の規定を履行するため、2001年12月10日、国家知識産権局は「一部の特許権の存続期間延長の件」と題して、1992年12月31日以前に出願され2001年12月11日時点で有効な特許権について、その存続期間を出願日から20年とした。

(2)専利法（2000年改正）第9条と専利法実施細則（2001年改正）第13条第1項による「特許権利存続期間の実質的な延長」

専利法（2000年改正）第9条では、「2人以上の出願人がそれぞれ同様の発明について特許を出願したとき、特許権は最も先に出願した者に付与する」と規定されていたが、出願人が同一である場合に、抵触出願にあたるか否かについては規定

されておらず、専利法実施細則（2001年改正）第13条第1項では「同様の発明には、1件の特許しか付与されない」と規定されていた。

しかしながら、出願人が同一である場合に、2件の特許のうち1件を自発的に放棄することで残る1件の特許権を存続させることは専利法でも専利法実施細則にも禁止されていなかったため、実務上の運用では、同一出願人が同一の技術内容について、まず実用新案を出願し、実用新案の公告前に特許も出願するということが行われていた。この方法により、同一の技術内容について早期に実用新案権による保護を得る一方、特許権の付与時に先の実用新案権を自発的に放棄し、実質的に当該技術の特許権存続期間を延長することができた。

しかし、このような運用は、専利法第3次改正に伴って撤廃された。専利法（2008年改正）第9条第1項と専利法実施細則（2010年改正）第41条では、同様の発明には1件の特許権しか付与されないが、同一の出願人が同様の発明について特許と実用新案を併願する場合には、同日に出願し、かつ、出願の際に併願する事由を説明しなければならないと規定された。

したがって、同一出願人が同日に同様の発明について特許と実用新案を併願することには、当該技術内容について実用新案権による早期の保護を受けさせる効果しなく、当該技術内容の保護期間を実質的に延長することはできなくなった。これにより中国の専利制度の発展過程で存在した特許権存続期間を実質的に延長する手段は無くなった。

(3)「専利存続期間」に関する制度の今後の見通し

一方、将来の動向についていえば、知的財産権に関わる法曹界や学界から特許権存続期間の延長の要望が、主に次の2点について出ている。

第一に、意匠権の存続期間の変更である。近年、中国では、「意匠の国際登録に関するハーグ協定」（以下、「ハーグ協定」）への加入に向けて検討が進められて

いる。ハーグ協定では意匠権の存続期間は15年であるが、中国意匠権の存続期間は10年で、ハーグ協定に抵触するため、中国がハーグ協定に加入した際には意匠権の存続期間が15年に変更されることとなる。現在、中国では専利法の第4次改正作業が開始されているが、この改正作業においても意匠権の存続期間をハーグ協定に合わせる検討や調査研究が進められている。

第二に、医薬品分野における特許権の存続期間延長である。米国、日本、カナダ、シンガポール、ドイツ、インド、ブラジルなどの国では、医薬品分野における特許権の存続期間延長制度が設けられているが、中国では、現在、存続期間延長制度は設けられていない。

実務においては、特許の保護を受けることができるすべての技術的主題については保護を図るべきであり、医薬品特許の保護対象には、新しく開発された有効成分、すなわち活性成分、結晶形、医薬品製剤、製造工程、処方、用途などが含まれ、いずれも物質特許、方法特許または用途特許として出願することができる。

したがって、最も基本的な化合物に関する特許以外は、これら一連の保護対象について異なる時期に分けて特許を出願することにより、その技術内容についての保護期間を実質的に延長することができる。ただし、この方法を利用する場合、第三者に先に出願され、特許権の保護を受ける機会を失うことのないよう、競合の研究開発動向に常に注意しなければならない。

(4) その他留意事項

医薬品の特許による保護に加えて、医薬品データの保護制度も存在している。中国医薬品管理法实施条例第35条および医薬品登録管理規則（2007年）第20条規定によれば、「新型の化学成分」を含む医薬品のデータ保護期間は製造業者または販売業者が国家食品薬品监督管理局より新規化学成分を含有する医薬品を製造または販売する承認を得た日から6年とされている。「新型の化学成分」の「新型」とは、専利制度における新規性ではなく、中国で登録されておらず、発売され

ていないものであればよい。したがって、医薬品データの保護制度と専利制度の両者を組み合わせることにより、医薬品に関する保護期間を延長する効果を上げることができる。

■参考情報

- ・中国専利法 第9条、第42条
- ・中国専利法実施細則 第13条第1項、第41条
- ・医薬品管理法実施条例 第35条
- ・医薬品登録管理規則 第20条

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)